

平成30年度 第2回 直方市高齢者保健福祉協議会 議事録

日 時：平成30年9月11日（火）13時30分～14時45分

会 場：直方市役所5階 503・504会議室

出席者：鬼崎会長、河野副会長、阿部委員、中村委員、倉富委員、財部委員、田中委員、
青見委員、田代委員

欠席者：1名

傍聴席：なし

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

1) 地域密着型サービス事業所の新規指定について

4. その他

【資料】

協議資料 No.1 地域密着型サービス事業所の指定について

協議資料 No.1-2 地域密着型サービス事業者新規指定関係現況写真

～ 議 事 ～

1) 地域密着型サービス事業所の新規指定について

●事務局

地域密着型サービス事業所の新規指定について説明

○会長

法人名称：株式会社フルデイト、事業所名称：フィットネスデイGRAND
に関して委員からの質問・意見があるか？

【質疑応答】

- Q1. 資料や写真を確認しても現状把握が困難であると判断するが、平成30年10月1日付で指定しないといけないのか？
- A1. 事務局としては、10月1日開設予定ということで申請受理しているものの、協議会として許可は出せないという意見になれば、10月1日では許可はできない旨、申請者に伝えている。
- Q2. 現状で指定し、実際運営を開始したときに、申請内容通りになっていなかったらどうするのか。
- A2. 保険者として実地指導を行い、適切でない箇所については指導・改善を行う。
指導等に従わない場合には、監査を行った上で、改善されないときは、必要な行政処分を実施することになる。
- Q3. 事業所を外から確認すると、10月1日オープンと壁に貼っているが、10月1日オープン予定であれば、なぜ工事が遅れているのか？
- A3. 事業所と工事業者に現地確認も含めて常に進捗状況を確認したが、工程表を見る限りは今週末にすべて終わると確認した。
当初は8月末に完成予定であったが、工程が遅れ、今週末には完成するとのことである。
- Q4. 時間によって違う利用者が入れられるということであるが、人数の考え方はどのようになるのか？
- A4. 通所介護における事業の単位及び定員の考え方は、事業を一体として運営しているものを1つの単位と捉えるため、今回の事業所の場合は、午前と午後がそれぞれ1つの単位になる。
この事業所については2単位となる。その1単位の定員が10名となるので、委員ご指摘の部分につきましては、午前が10名、午後が10名として事業が提供される。
- Q5. 書類の内容で職員が急に変更されたとのことであるが、事務局は把握していたのか？
- A5. 申請書受理後、管理者に変更が生じたとのこと、2名分の書類を頂いており、両名とも人員基準に適合していることは資格証にて確認済である。
- Q6. 駐車場の確保はされているか？
- A6. 隣接の事業所と共用部分もあるが、道路を挟んで別に駐車場を確保している。

Q7. 緊急時の体制はどうなっているのか？

A7. ナースコール等については設置する予定であるとのことを確認。

機能訓練指導員が常駐されており、この機能訓練指導員の資格が准看護師であるため、緊急時の対応は可能であると考え。

Q8. 静養室が3㎡となっているが、この広さでベッドをおけるか？

A8. 静養室の広さについては、物品の納品については確認できているが、実際に配置はされていない。

ただし、今回の事業所全体では十分な広さを確保しているため、適切でない場合には、静養室として十分な広さを確保するよう指導・改善を図る。

Q9. 事務室の裏に非常口があるが、備品の配置によっては、非常口をつぶしてしまう可能性もあるのではないか？

A9. 静養室同様、現在備品が配置されていないため、確実に使用できるとは断言できないが、備品の配置状況等が適切でない場合、指導・改善を求める。

Q10. トイレ内の面積は車いす対応の広さであると思われるが、廊下幅は十分な広さが確保されているのか？

A10. 平面図に寸法を記載していないため、正確な幅を確認できていない。

Q11. 事業所管理者等へのヒアリングは行うのか？

A11. 本事案の協議後、審議願いたい。

Q12. 事業所のチェック機能について、運営推進会議を設置するとのことであるが、設置する期日や構成メンバーはどのようなものか？

A12. 事業所が自らの運営状況等について他者からの意見を聞くために招集するものであり、運営基準上は、利用者、利用者のご家族、地域住民の代表者、直方市、地域包括支援センター、事業について知見を有する方で構成し、開催頻度は6か月に1度と設定されている。

なお、設置時期については、事業開始後、各委員に依頼することになると考える。

【事業所指定に関する意見】

- ① ケアプランをたてる上では、定員が一杯で断られることも多いので、事業者が増えるのはとてもありがたい。
- ② 写真では、一切フィットネス機器等の備品が確認できず、購入物の見積書等も添付されていないので、適切な判断するには十分ではないと思われる。
- ③ 県が指定を行う際には、15日までに指定の現地確認をし、その実施日に内部の工事が完了していなかったり、必要な物品が設置されていない場合は、翌月1日からの指定は認めていないと思われる。
- ④ 事務局が提案している内容は、事業者から伝聞したことをそのまま委員会に報告されているという状況であり、その内容でイエス、ノーの多数決をするのかと疑問に思う。
- ⑤ 事前資料として写真や書類をいただいているが、協議会として、現地確認を行う等をしないと写真等だけでは実態はわからないのではないかと。
- ⑥ 高齢者の安全という観点から、工事途中の写真ではなく、手すりやスロープ等も設置が完了した写真を確認しないと承認できない。

【今後の委員会の在り方に関する主な意見】

- ① 代表者がこの場に参加して、具体的な運営方針や将来計画等について、質疑応答し、判断するのが良いかと思われる。
- ② 今回は従来通りのやり方で検討してはどうか。
- ③ 協議会は書類審査の場だと考えている。必要があると思うのであれば、市が現地確認をする際に希望の委員のみ同席参加してはどうか。
- ④ 近くの場合、みんなで確認してからしっかりとした議論をしたい。
- ⑤ これまでは書類に基づいて判断しており、書類が整っていれば指定をしても良いのではないか。
- ⑥ 全現場を直接確認することは、困難な方も多と思われる。

【事務局への意見】

- ① 図面に長さ（面積）が表示されていないので、しっかり確認すること。
- ② 写真は外側の周囲がわかる写真も添付すること。
- ③ 指定申請を受理する際に、現地確認日までに工事を完了し、備品を配置していないと、指定できないと強気回答を事務局がすべきであると思われる。
- ④ 権限移譲で指定権限が保険者に移っているので、直方市としての見識を示し、形成をしていくことが必要である。
- ⑤ 事業所に保留となった理由として、この会議で出た議論を事業所に全てきちんと伝えること。

【結論】

- 今回の委員会に提出した書類は相当不備があるため、本日は審議を保留とし、後日、工事が完了し、備品等も配置された状態で協議を再開する。

－ 議事終了 －